

## 座間市教育委員会臨時会会議録

- 1 開会日時 令和2年4月3日(金) 午後2時00分
- 2 場 所 座間市役所5階教育委員会室
- 3 出席委員 教育長 木島 弘  
教育委員 小井田 由美子 教育委員 馬場 悠男
- 4 出席職員 教育部長 安藤 誠 教育総務課長 高木 力  
保健給食担当課長 福田 進 教育指導課長 小川 雅嗣  
教育研究所長 江崎 厚史 図書館長 飯田 京子  
生涯学習課文化係長 渡邊 健太郎
- 5 書 記 古川 武夫 中坪 祐貴

### 6 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	13	座間市立小学校及び中学校の一斉臨時休業について	保健給食担当課長	承認

教育長 ただいまより、臨時教育委員会を開会いたします。

本日は、鈴木教育長職務代理者と天野委員から欠席の連絡を受けておりますが、教育長と在任委員の合計の過半数が出席していますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、会議は成立するものといたします。

また、野澤学校教育課長、松崎生涯学習課長からも欠席の連絡を受けております。お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 それでは、会期は4月3日今日一日といたします。

次に、教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に小井田委員と馬場委員を指名いたします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第13号「座間市立小学校及び中学校の一斉臨時休業について」、福田保健給食担当課長、お願いいたします。

福田担当課長 議案第13号「座間市立小学校及び中学校の一斉臨時休業について」、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定に基づき座間市立小学校及び中学校の臨時休業を行うことについて、別紙のとおり方針を定めるものでございます。提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のための座間市立小学校及び中学校の一斉臨時休業を、座間市教育委員会の方針として定めることについて提案するものでございます。

4ページをお開きください。新型コロナウイルス感染症対策のための座間市立小学校及び中学校の一斉臨時休業の方針、1 対象、座間市立小学校及び中学校 全校。2 休業期間、令和2年4月7日（火）から17日（金）まで。3 休業の理由、新型コロナウイルス感染症対策として、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定に基づき、座間市立小学校及び中学校の一斉臨時休業が必要と判断したためでございます。4 休業期間を短縮又は延長する必要がある場合の措置、令和2年5月12日（火）までの間に上記休業期間を短縮又は延長する必要がある場合、その決定については教育長が臨時にこれを代理するものといたします。これは、新型コロナウイルス感染症の状況が日々刻々と変化していること、また、現時点において感染症の終息に見通しが立たないため、必要に応じて休業期間の短縮又は延長の決定を教育長が臨時代理することについて、あらかじめ教育委員会から指示をいただくものです。なお、当該事項について臨時代理できる期間は、5月に予定している定例教育委員会の前日までといたします。

続きまして、今回の臨時休業に至った経緯についてご説明いたします。令和2年3月6日（金）に開催いたしました教育委員会臨時会におきまして、議案として提出させていただきました「座間市立小学校及び中学校の一斉臨時休業について」の中で、座間市立小学校及び中学校の全校を、令和2年3月3日（火）から同月24日（火）まで新型コロナウイルス感染症対策として、学校保健安全法第20条の規定に基づき休業としたものがございますが、ここ数日、東京都をはじめとした全国の感染者状況を鑑みると臨時休業を決定した当時よりも状況が厳しくなっております。また、昨日、県の教育長から各市町村教育委員会教育長宛てに臨時休業等を要請する通知が発出されました。お手元の01番の資料になります。その中で地域の実情を踏まえながら、児童生徒の安全、安心を第一に考え、県立学校の取組を参考として、2週間程度の臨時休業等、感染拡大防止の取組への協力をお願いされたものでございます。そこで本日、午前中に臨時校長会議を開催し、臨時休業に至った経緯等について説明を行い、その必要性について了承いただいた上で、臨時休業対象校、期間等について認識の共有が図られたものでございます。以上でございます。

教育長            ありがとうございました。  
                  それでは、学校での対応について、小川教育指導課長から説明をお願いいたします。

小川課長        それでは03番の資料をご覧ください。本日、臨時の校長会で確認をして、こちらの対応ということで決まっております。まず、休業期間は先ほども申しましたけれども4月7日（火）から17日（金）までで、当初予定されておりました始業式及び入学式については、時間短縮、感染防止に努め、当初の予定どおり実施します。それから、始業式、入学式の日を除き、4月8日（水）と15日（水）を登校日とし、2時間程度で学習課題の指示やお便りの配付、提出物の回収等を行います。中学校部活動については、休業期間中は実施しません。4月20日（月）以降の予定については、4月15日（水）に学校のホームページと一斉メールでお知らせをすることとなります。

                  保健管理としましては、密閉、密集、密接の3つの密を避けて活動等を行います。2つ目ですけれども、まず家庭で登校前に検温や健康チェックを行い、健康観察票に記載をする中で学校でこれを回収し、児童生徒の健康状態を確認するとともに、学校でも健康観察を行う。なお、咳や発熱がある場合は、家庭で休養をする。手洗い、咳エチケットを徹底し、できる限りのマスク着用をお願いすることとしております。

                  こちらの登校日の考え方なんですけれども、県立高校の方ですね、週1回から2回、短い時間の中で登校をして、学習の確認であるとか指示、そういったことを行うことができると言われていたものを参考に、週に1回程度、学校で子ども達の様子を確認をするということで設定をいたしました。以上となります。

教育長            ありがとうございました。ただいまの件につきまして、ご質問等ございますか。

教育長            ご質問等もないようですので、議案第13号は承認することよろしいでしょうか。

                  （異議なしの声あり）

教育長            ご異議等無いようですので、議案第13号「座間市立小学校及び中学校の一斉臨時休業について」は承認いたします。

                  本日の案件は以上です。

                  その他、委員会の中での報告事項はございますか。

飯田館長        図書館から、現在の状況についてご報告させていただきます。図書館は、4月30

日（木）まで、サービスを縮小して運営しております。開館日や開館時間につきましては、規則を変更せず通常どおりとなっております。利用を中止しておりますのは、館内にある図書、雑誌、新聞の閲覧、レファレンスサービス、インターネット端末やコピー機の利用、2階の研修読書室等の利用です。一方で、予約した図書、雑誌、映像資料の受取りは可能としており、インターネット及び電話での予約の受付もしております。また、この度の特別な措置ではありませんが、通常時のサービスとして、一定のガイドラインの中で、自宅のパソコンやスマートフォンから貸出期間の延長をすることができます。その貸出延長の冊数が含まれますが、直近1週間の貸出冊数は、一日1,000冊前後、多い日で1,300冊以上です。

また、イベントにつきましては、図書館主催の講座、おはなし会等全て中止といたしました。

移動図書館につきましては、小学校への巡回は臨時休校に合わせて中止しております。一方、地域のポイントにつきましては、屋外であり、密集密接というような状況も見られないため、通常通り実施しております。

最後に、利用者及び職員への感染防止の対策ですが、手洗いの励行とマスクの着用をお願いしています。また、図書の消毒につきましては、専用の消毒器を2台活用し、返却されたもの全て消毒処理したうえで棚へ戻しております。以上でございます。

教育長            ありがとうございました。他にございますか。

渡邊係長        生涯学習課が所管する、座間市公民館、北地区文化センター、東地区文化センターの公民館3館及び市民文化会館について現状をご報告申し上げます。

まず公民館3館ですが、現在のところは4月30日（木）まで各サークルにおける活動の自粛をお願いしています。なお、新規の貸館は受付けておりません。窓口業務、電話対応については通常どおり行っております。また、施設利用以外での館内ロビーでの滞在はご遠慮いただいております。

次に市民文化会館ですが、4月30日（木）まで全館利用の休止となっております。窓口業務、電話対応は通常どおり行っております。また、施設利用以外での館内ロビーでの滞在はご遠慮いただいております。以上でございます。

教育長            ありがとうございました。他にございますか。

小川課長        04番の資料、子どもの緊急受入れについて説明させていただきます。3月の臨時休業期間中には、子ども育成課が児童ホームでの臨時の受入れを行ったほか、児童ホームに入所している子ども達の午前中の居場所確保について、一部期間は学校で対応

してきました。今回は新年度ということで、児童ホームの空きがない状態となっており、児童ホームの対応と、児童ホームに入りきれなかった子ども達の対応、2つのパターンが出てきてしまうということになります。児童ホームの子ども達については子ども育成課が窓口となって、やはり午前中については児童ホームの開設場所を学校にして、学校の教職員で対応するという事になっているんですけども、児童ホームに入りきれなかった子どもについては、学校が窓口となって、04番の資料にあるような形で、児童ホームの子ども達と同じように対応をすることになりました。

04番の資料の内容をかいつまんでお話をさせていただくと、下線のところにありますけれど、保護者の就労等により、仕事の調整や近親者への依頼など、可能な限りの手立てを講じても子どもの居場所確保が困難な状況となる場合に限り、学校での子どもの緊急受入れを実施します。受入期間が4月10日（金）から17日（金）、受入時間は8時30分から12時となります。申請書は現在作成中というところで添付はできなかったんですけども、今回は、この条件にあてはまるご家庭で、児童ホームには入っていない、あるいは入れなかったというお子さんについては、学校に申請書を提出することで、学校がその子ども達の午前中の時間について居場所確保を行うということになっております。以上でございます。

教育長            ありがとうございました。他にございますか。

教育長            よろしいでしょうか。

それでは、次回は4月の定例会です。令和2年4月15日（水）午前9時30分から教育委員会室で開催いたします。

以上で臨時教育委員会を閉じさせていただきます。

（午後2時18分閉会）